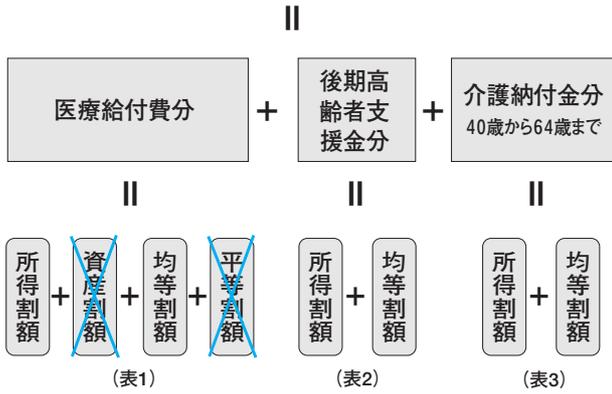


国民健康保険税



国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分と40歳から64歳までのかたを対象とする介護納付金分の3つを合わせて、世帯ごとに課税しています。

国民健康保険税の決まりかた

国民健康保険は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるよう、加入者全員で国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う市が運営する医療保険です。

国民健康保険税の課税方法などが変わります

健康でいきいきとした生活を守るための医療費にあてる大切な財源の国民健康保険税。今年度から課税方法などが変わります。



国保マスコット 健康まもるくん

国民健康保険税の計算方法と変更点

これまで、川口市と旧鳩ヶ谷市では、医療給付費分を次の4つの合算額で課税していました。

所得割額…前年の所得に応じて算定

資産割額…固定資産税額に応じて算定

平等割額…1世帯当たりに対して算定

均等割額…加入者1人当たりに対して算定

平成24年度からは、医療給付費分の資産割額と平等割額を廃止し、賦課方式を所得割額と均等割額の2方式にします。

◆資産割額と平等割額の廃止理由

- ・国保事業の広域化を進めている埼玉県が2方式(所得割額・均等割額)による賦課方式を推奨していること
- ・資産割額の対象となる資産の多くが居住用資産であること。
- ・平等割額の1世帯当たりの平均加入者が2人未満となっていること

これに伴い、所得割額の税率改定と均等割額の税額改定を行い、あわせて国保事業の財政状況が厳しいことから医療給付費分(表1)、後期高齢者支援金分(表2)、介護納付金分(表3)の賦課限度額の改定を行います。

また、低所得者への負担増を最小限に抑えるために、所得に応じた軽減割合(表4)の拡充を図ることとしました。

1 賦課方式と限度額の見直し

【医療給付費分】(表1)

内容	平成23年度		平成24年度
	川口市	旧鳩ヶ谷市	
所得割額	前年の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額の	川口市 6.5% 旧鳩ヶ谷市 6.6%	7.45%
資産割額	市内の土地・家屋にかかる固定資産税額の	川口市 40% 旧鳩ヶ谷市 同上	廃止
均等割額	加入者1人について	川口市 13,000円 旧鳩ヶ谷市 12,000円	28,000円
平等割額	1世帯について	川口市 22,000円 旧鳩ヶ谷市 20,000円	廃止
限度額	医療給付費分の上限度額	50万円	51万円

【後期高齢者支援金分】(表2)

内容	平成23年度		平成24年度
	川口市	旧鳩ヶ谷市	
所得割額	前年の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額の	川口市 2.5% 旧鳩ヶ谷市 1.7%	2.5%
均等割額	加入者1人について	川口市 9,000円 旧鳩ヶ谷市 8,000円	9,000円
限度額	後期高齢者支援金分の上限度額	13万円	14万円

【介護納付金分】(表3)

所得割額	内容	平成23年度		平成24年度
		川口市	旧鳩ヶ谷市	
均等割額	加入者1人について	川口市	1.3%	1.3%
		旧鳩ヶ谷市	1.1%	
限度額	介護納付金分の上限度額	川口市	13,000円	13,000円
		旧鳩ヶ谷市	10,000円	
			10万円	12万円

2 国保税の軽減(表4)

次のいずれかに該当する場合は、均等割額(平成23年度までは平等割額を含む)に軽減割合を乗じて得た額を合計保険税額から差し引きます。

擬制世帯以外(※)	軽減判定基準所得		
1人世帯	33万円以下		68万円以下
2人世帯	〃	57.5万円以下	103万円以下
3人世帯	〃	82万円以下	138万円以下
4人世帯	〃	106.5万円以下	173万円以下
5人世帯以上	〃	合計所得が(33万円+世帯主を除く加入者数×24.5万円)以下	合計所得が(33万円+加入者数×35万円)以下
軽減割合	6割 ⇒ 7割	4割 ⇒ 5割	2割(新設)

※擬制世帯とは
国保の加入者がいる世帯で、その世帯主が国保以外の医療保険に加入している世帯をいいます。

国民健康保険税の滞納

1年以上納税がないなど滞納が累積したときは、税負担の公平性確保のため、事前に連絡せずに不動産や預貯金などの差押え(滞納処分)を行います。さらに、「被保険者証」の代わりに、「資格証明書」を交付することもあります。こういったことがないように、保険税は納期限までに納めてください。また、病気や事故、失業などにより納税が困難なときは、必ず国民健康保険課にご相談ください。

国保の助成事業

国民健康保険では、健康長寿実現のため人間ドックや歯科ドックに対する助成をしています。さらに、生活習慣病の早期発見と重症化を防止するため特定健康診査や特定保健指導を推進するほか、医療費の適正化のためジェネリック医薬品の利用を推進しています。

問い合わせ：国民健康保険課

☎048(258)1110
FAX048(252)4471

平成24・25年度 後期高齢者医療保険料率が改定されます

平成24・25年度は均等割額41,860円
所得割率8.25%となります。

保険料(年額) = 均等割額 + 所得割額

	平成24・25年度	平成22・23年度	平成20・21年度
均等割額	41,860円	40,300円	42,530円
所得割率	8.25%	7.75%	7.96%

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じた「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。
均等割額と所得割率は、埼玉県の後期高齢者医療制度の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により2年ごとに決められます。
※保険料の賦課限度額は年55万円です。
※平成24年度の個人ごとの保険料は、7月に通知します。
問い合わせ：高齢者保険事業室
☎048(259)7653
FAX048(258)0670